

教育委員会 平成21年度5月定例会会議録

平成21年5月13日（水）鎌倉市役所 講堂

9：30開会、10：30閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、林委員、山田委員、熊代教育長

（会議経過）

藤原委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を林委員にお願いする。

<日程第1 報告事項>

藤原委員長

日程第1 報告事項に入る。

1 課長報告

(1) 鎌倉市立第二中学校改築実施設計について

学校施設課長

鎌倉市立第二中学校改築実施設計について報告する。第二中学校の改築については平成20年4月の当委員会にて鎌倉市立第二中学校、改築基本設計を作成したことについて報告したところである。その後、平成20年度に鎌倉市立第二中学校改築実施設計業務を委託し完了したので、今後の改築工事に係るスケジュールと実施設計の内容について説明する。お手元の「資料1」をご覧いただきたい。これから始まる改築工事は、新校舎の建築工事を含め、大きく三つの工事に分かれる。一つ目は工事期間中、生徒が学校生活を送る仮設校舎の建設工事。二つ目は既存校舎などの解体工事。三つ目は本工事で、一番重要な新校舎の建設工事。

一つ目の仮設校舎の建設工事から説明する。仮設校舎については、平成21年3月18日付で郡リース株式会社と賃貸借契約（リース契約）を締結した。建設する場所だが、第二中学校に隣接している横浜国立大学所有の現在テニスコートとして使用している場所に建設する。第二中学校の立地条件、また狭い敷地条件などから工事期間中の進入路など、これからの工事に対する生徒や地域の方々の安全確保を重視し、それを踏まえた上で横浜国大と協議を行ってきた。その結果、土地の借用が認められたものである。建設工事期間は本年5月下旬から約3か月を要し、9月（2学期）からの使用を考えている。仮設校舎はプレハブで、鉄骨造二階建て、面積は約2,200㎡を計画している。仮設工事の使用期間は22年度末（平成23年2月）までで新しい校舎が完成するまでの期間となる。使用期間が終了

したら、プレハブの建物は解体し、元の状態に戻して横浜国大にお返しする計画である。

二つ目の既存校舎の解体工事は、今お話しした仮設校舎への引っ越しが終了してからの工事となる。工事の期間は、本年9月から約3か月の工事期間がかかると考えている。この解体工事では既存の体育館を残した校舎すべてで、大半が木造で約2,900㎡の規模がある。工事発注は夏になるので8月中には業者が決まる予定である。また既存の校舎の解体の後、文化財の調査を行う予定である。

三つ目の新校舎の建設工事だが、この工事が一番長く時間がかかる工事となる。工事の期間は、本年12月から約15か月間の工事期間がかかると考えている。平成23年2月には竣工する計画である。

簡単に新校舎及び新体育館改築工事実施設計の内容をご説明する。昨年4月の当委員会でも報告した「基本設計」を基に「実施設計」の作業段階で一部修正が行われている。基本設計の段階で学校関係者及び市民、保護者から意見が寄せられ、それら意見を取り入れ実施設計の中で手直し作業を行ったもので、保健室からのグラウンドへの視界及び採光、それと通風を遮っていた音楽室の設置位置を変更し、体育館棟のパッシブソーラーシステムを熱効率等の検討の結果取り止め、それに代わってソーラーパネルを中央棟の屋根部分に設置するよう変更した。また校舎棟の風通しをより良くするために、それぞれの廊下の終端部、いわゆる廊下の端の部分であるが、これらに開口部（窓）を設置するなど、実施設計において市民等の意見を反映した計画とするよう努めた。

それではお手元の「資料2」をご覧ください。これは「パース」と呼ばれるもので、南東側の上空からグラウンド、校舎、体育館を見たときのイメージを表したものである。計画では現在の校舎配置と同様に、谷戸の地形が持つ領域感を生かして、手前から「南棟」、中庭を挟んで「中央棟」、一番奥に「体育館棟」を配置することにより、現在のグラウンド側からの景観をできる限り崩さないように配慮してある。

お手元の「資料3」に「1階平面図」、「資料4」に「2階平面図」を載せてある。エリアごとに色塗りをしてある。まず水色だが、生徒エリアを表し、「資料3」1階に技術室、家庭科室、「資料4」2階水色は普通教室6クラス、少人数教室、多目的室、特別活動室、理科室、美術室、図書室、PC室などを配置した。次にオレンジ色は教員スペースを中心とした管理エリアで、1階に配置した。次にピンク色だが、体育館を中心に開放エリアを表している。計画建物の構造規模は鉄骨造2階建て、最高の高さ11.95m、延床面積5,233.44㎡となっている。以上で報告を終わる。

(2) 平成20年度相談状況等の報告について

教育センター所長代理

上段の図は教育センターの平成17年度から20年度までの相談人数と相談件数の経年変化をグラフにしたものである。青が人数、紫が件数になる。平成20年度については、相談人数、件数とも19年度からは微増である。真ん中の段、次の内容相談状況では平成20年度における相談人数の学齢別の内訳として、小学生が143人で45.4%、中学生が105人で33%であった。この傾向は平成17年度からほぼ同様である。相談内容については、「不登校、登校しぶり」の占める割合が年々増加しており、平成20年度の相談

人数は「不登校・登校しぶり」で100人、全体の約31.7%。相談件数は1,192件で55.8%を占め、平成17年度から比べると人数、件数とも、約2倍の増加になっている。一番下最後の段は平成20年度の相談方法について、件数をグラフ化したものである。電話による相談は47.2%で、来所による相談よりやや多くなっているが、この割合の傾向はほぼ同様である。以上で報告を終わる。

(3) スポーツ施設指定管理者制度導入の実績について

スポーツ課長

スポーツ施設のうち鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の4施設については、平成20年4月に指定管理者制度を導入して1年が経過した。これら4施設の指定管理者は平成19年12月定例会での議決を得て、三菱電機ライフサービス、三菱電機ビルテクノサービス、東京アスレティッククラブ共同事業体を指名した後、同事業体からの届け出により、「鎌倉MMT共同事業体」と名称変更を行っている。資料については9ページをご覧ください。まず平成20年度の利用者数は、鎌倉体育館が108,524人、大船体育館が60,127人、鎌倉武道館が185,595人、見田記念体育館が29,165人で4館合計では383,411人となり、平成19年度と比較すると全体で30,648人減少となっている。この要因としては、4施設全体の利用件数、また利用率について平成19年度と比べ伸びている。このことから団体利用における利用者数の減少が考えられるところである。なお利用料については、19年度に比べ、約400万円増加しているという状況である。次に4施設に係る経費であるが、指定管理料81,585,000円のほか、非常照明用蓄電池、電話交換機の修繕などに6,809,239円。ほかに建物共済保険、機械警備委託、利用料補てん等合わせ3,888,217円支出している。平成20年度の支出額の合計では、92,282,456円となる。4施設のスポーツ振興事業だが、10ページから11ページをご覧ください。まず10ページ、スポーツ振興事業の教室であるが、ストレッチング及びリズム体操、また小学1年生から4年生を対象としたチャレンジスポーツ。また60歳以上の高齢者を対象にしたストレッチングやトレーニングなど、この資料に記載の通り15の事業を延べ125回実施し、年間を通じて2,825名の方が受講している。11ページだが、スポーツ振興事業のイベントとしては、水分補給セミナー、メタボ予防改善セミナー、キネシオテーピング講座を開催し、延べ63名の方が参加するなど、指定管理者独自のイベントも開催しているところである。また施設利用者へのアンケート調査も実施しており、その内容を見ると、「指定管理者の対応が明るく気持ちが良い」、あるいは「花や写真が飾られ癒される」、また「笑顔の挨拶がさわやかだ」などの声も寄せられているところである。また施設の管理についても適切に管理がなされていた。鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の4施設については、平成20年度から指定管理者制度を導入し、平成25年3月31日までの5年間を指定期間としている。今後引き続き施設管理業務が適切に実行されるよう注意して参りたいと考えている。以上で終わる。

(4) スポーツ施設の駐車場有料化の実績について

スポーツ課長

鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の駐車場については、平成20年7月1日から駐車場の使用料を徴収し、平成21年3月で9か月が経過した。使用料については1台につき使用開始から30分以内の場合は無料とし、最初の30分を超え3時間までは200円。以降1時間ごとに100円を徴収している。資料については13ページをご覧くださいと思う。まず使用料の収入だが、平成20年7月から平成21年3月までの9か月間では、鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の合計で10,775,700円となっている。また駐車場有料化に伴う支出経費としては、駐車管制機器賃借が5,198,067円。駐車場管理等の業務委託料が1,417,500円。駐車券等の消耗品の経費が338,900円で合計6,954,467円となる。収入から支出を差し引くと、3,821,233円となっている。次に駐車場の利用台数だが、鎌倉体育館が14,416台。月平均にすると1,602台となる。大船体育館は8,352台、月平均で928台。鎌倉武道館は29,810台、月平均では3,312台。3館合計すると、52,578台、月平均で5,842台ということになった。以上で報告を終わる。

質問・意見

(鎌倉市第二中学校改築実施計画について)

仲村委員

以前にも出たと思うが、新しい第二中学校の校舎の新しいアイデアというのは何か。例えば先ほど言ったところでは、ソーラーを屋根に付けたということだが、何か新しい試みはあるのか。

学校施設課長

パースをご覧になっていただければお分かりになるのだが、外観で申しますと特に新しいという感じは受けないと思う。これは市民、保護者からの要望で、OBも含めるが、昔からの二中の谷戸のたたずまいを残しておくということでこのような木質を生かした。それから屋根も切妻型になっている。新しいところというと、今申されたソーラーシステムがある。そして山の尾根に沿ってグリーンコースというのがハイキングコースとしてあるのだが、その他に今度、このパースでご覧になっていただければ分かるが、新グリーンコースとして通路がある。これがぐると学校を囲むような形で、これによって遊歩道、災害時の避難経路にもなるし、後は湿気が多い谷戸の二中をこの通路によって、通風を良くして湿気を良くするという工夫もある。あとは中庭にテラス板張りを設け、木が一本立っている絵があるが、そういうこともされている。一番学校から要望があったのが、今、グラウンドの所に直線で100メートルあるが、今までは100メートルを直線で取れなかった。体育祭のときでも非常に走るのに不便があったということで、グラウンドを広くしてくれということであった。今度、設計により、この3棟を奥まった所にコンパクトにまとめた結果、グラウンドが広く取れて、だ円のトラックもでき、100メートルの直線のトラックもできたということである。

仲村委員

トイレをウォシュレットにするとか、そういう発想はどうなのか。

学校施設課長

トイレのウォシュレットは開放用の所に予定している。実施設計ができたとはいえ、詳細につめていないので、学校ともつめるが、ウォシュレットについては、今後も検討させていただく。

仲村委員

この間新聞で見たのだが、グラウンドを芝生にする学校あるが、これは非常に良いと思う。おそらく費用は相当かかるだろうと思うが、エコにもなるし良いと思う。そういう発想は全然ないのか。

学校施設課長

東京都などでは中がコンクリートの学校がたくさんあるので、それを芝生化するのは多いと聞いているが、今言われたように非常にお金がかかり、メンテナンスが大変で、定期的な作業が必要となり、また入れ替え等も必要となる。虫の発生などもいろいろと聞いているので、選択肢としては考えていない。検討対象にはあったが、芝生というのは基本計画の中では、保護者、生徒、学校の要望の中にもなかった。

藤原委員長

一つ確認なのだが、去年の3月に基本計画というか見取図ができたときに、2階の生徒エリアの所の更衣室の件だが、この更衣室を保護者からの要望で女子が混合で着替えるということは年齢的にということで、女子の更衣室を作っていただきたいという要望を基に作ったという説明を去年いただいたと思う。この更衣室を男女分けてドアを2つ作って分けて使用するような形でやって欲しいと、私は要望として申し上げたが、この件についてはどういふようになっているか。

学校施設課長

学校の要望に沿って作ったが、資料3と資料4で生徒更衣室が2つある。更衣室というのは開放エリアですので、両方着替えられるのだが、資料4の生徒更衣室を間仕切りで、男女に分けるという件に対しては、間仕切りで簡単にできるので、学校の意見も踏まえながら検討していきたいと思う。

藤原委員長

是非、お願いしたいと思う。

(平成20年度相談状況等の報告について)

仲村委員

これは年間を通して、これ1回の報告で終わりか。

教育センター所長代理

今日の報告で教育センターの報告は終わりである。

仲村委員

失礼だが、大変見にくい。虫めがねで見ないと分からないくらい。大変申し訳ないが。例えば不登校の相談が増えているのか。不登校は増えているのか。

教育センター所長代理

内閣問題行動調査によると17年度108名。鎌倉市内では相談数は増えている。鎌倉市内にある不登校の数はそれほど変化していない。半減はしていない。

仲村委員

私は、個人的な関心もあるので、詳しい報告を知りたい。それはどういうことかということ、通常は鎌倉の市内で普通に授業に出て、復帰して授業を受けているのが普通だ。それ以外の人は何名いて、その中身はどうか、心の教室に通っているのか、ふれあいに通っているのか、ときどきは登校しているのか。普通学級で授業を受けている以外の人の実態を知りたい。それは年々どうなっているのか、数字ではなくて折れ線グラフで年々どういうふうに推移しているのかを知りたい。それから問題になっている、学年別や中1ギャップだとかいうように検証しなければいけないわけである。本当に中1の不登校は増えたのか、そういう問題をもう少し詳しく、これ一回だけでは中身が分からない。是非詳しい報告書を別資料として作って欲しいと思う。

藤原委員長

去年は不登校の状況だとか、これ一枚ではなくもっとあった。棒グラフを使って、経年の変化というのも分かるし、分かり易く作っていただいているが、これではちょっと分からない。支援教室の通室状況の表とか、相談経路の内訳とか、不登校の相談の数字とかが去年はあったはずだが、今年はないのでこれを是非出していただきたい。1番最初の棒グラフの表だが、これを拝見すると相談人数が少ないというところから疑問を持ち、過去をめぐってみると、例えば平成18年度は、新規の相談者が274名だが、延べ相談人数で言うと578名にもなる。この表では新規のみの数字で、相談件数は多くなっているということで、その次の下の表の左右の表との整合性にも欠けると思う。新規の場合は括弧をして年間の相談人数というのは、トータルでこの表に載せるべきではないかと思うがいかがか。

教育センター所長代理

ご指摘の通り、前に差し上げた資料に比べると、相当コンパクトになっている。不登校の鎌倉市内の状況について相談室も含めて、かなり詳細なものを出すとなると、他課と連携してかなり細かなものを作らなければいけないので、検討させていただきたいと思う。

あくまで今日ご報告させていただいたのは、昨年度の相談室での状況を、人数と相談件数という形でご報告させていただくに留めたので、その点をご了解いただきたいと思う。

仲村委員

生徒数の占める割合とか、他課の連携というのは鎌倉の教育情勢は当然連携している訳だと思う。それで一体として動いている訳でしょうから。

教育指導課長

不登校に関しては、今回は教育センターの相談室利用状況ということで報告がされていたが、平成20年度分について、教育指導課の方が文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査というのを今学校から回収をしているところである。したがって、これがまとまったら、教育指導課の方から不登校に関して、人数の出現率、出現率というのは生徒数、児童数に対する不登校の割合だとか、あるいは経年変化等をグラフにしてご提出できると思う。もうしばらくお時間いただければと思う。

仲村委員

学校別も是非お願いしたい。

教育指導課長

資料としてはご提示できる。

仲村委員

特に中身だ。ここに発達障害など出ているが。要求するのが無理かもしれないが、不登校の場合がどのくらいいるのか。不登校も中身はいろいろだから、詳しく知りたい。

教育センター所長代理

相談室の方には匿名も含め、私学の方の相談も入って、その中でカウントされている。文部省の問題行動調査はあくまで公立対象ということになるので、その辺で若干相談室が出す数字とずれてくるところがあるかと思っている。今、不登校の問題の素因の主なものが発達障害かどうかというのは、なかなか見極めるのが難しい。主訴が発達障害であるとか、診断がはっきりしている場合にはここで分類できるが、お母様の主訴が不登校であった場合に、そこから後で発達障害を抽出して上乘せしていくとなると、また集計方法が変わってこざるを得ないのかというように思っている。

仲村委員

問題意識というのは、なんで減らないのかということである。以前、宮崎委員が数値目標を出せと言っていた。これだけいろいろなサポート、教室とか、心のふれあいとか、システム的には相当充実してきている。だけど実態はなんら変わっていないのはどうしてだろうかという、そういう問題意識がある。減らすにはどうしたらいいか、出て行った人をサポートしているのも一つ大事なのだが、それは後のケアであって、要するにこれからどうやっ

たら減るかという、そっちの方へ行く時期ではないかと私は思っている。だからいろいろと詳しい資料を、大変な作業だと思うが是非お願いしたいと思う。

林委員

相談人数というのは新規での人数という理解でよろしいか。それとも延べという形でよろしいか。

教育センター所長代理

相談人数は、1年間の実質的な相談人数である。

藤原委員長

そうするとこの表は、不正確な表になってしまう。例えば1の表からすると、平成18年の相談件数はこれで全部の相談件数で、1,502件となっているが、新規だけの人数しか書いてない。だが、その前年から引き続いて相談受けている人がこのほかにいる訳ということか。

教育センター所長代理

この表には、あくまで18年度の場合は、前年度からの人数を含めての人数である。例えば18年度で言うと、前年度引き続き人数は47人。そういった意味で、それ以外に新たに入った方が227人で合わせて274人である。20年度で言うと、19年度から来られた方が55人。それ以外に新たに相談に来られた方が260人の315人という数字であるので、それが実質の数字になる。ですから315人に対して2,138件の相談を実施した。18年度であれば274人対して1,502件の相談を実施したというようにご理解いただければと思う。

藤原委員長

去年の平成18年度を見てきたが、新規の相談人数が274名に対して延べ人数が578名となっていたが。

教育センター所長代理

この延べ人数と言うのは、例えば一人の方が月に3回相談をされると3人としてカウントをするので、274人が延べでいくと578人分相談をして、その回数を合わせると1,502件だったと、そういう表を前にご提出したと思う。グラフの書き方が説明しにくかったのが、誤解を招いた原因かと思うので、また改めて今後も検討していきたいと思っている。内容的には今説明差し上げたように、ここに書いてある人数は、その年度に我々が相手をさせていただいた315人ということになる。当然匿名の方だと、一回きりで終わってしまうし、中には相談が電話一回だけで、ご満足されてありがとうございますと終わられた人もいるし、逆に毎週一回、定期的に、あるいは月4回とか、そういうと一人の方が延べ4回となるので、延べ人数とすれば増えてくると、そういう表になっているため今回その延べを除いてある。

藤原委員長

この表の人数のところに、括弧して新規か、経年の、今までの、そういう方を書いておいた方が、より分かり易くなるかと思う。

教育総務部長

相談室の利用状況について昨年もいろいろご指摘いただき、経年変化が分からないというようなご指摘があったので、後ほどということでの委員会の席とは別に資料としてお渡ししていると思う。今回こういう資料を作るということで、現局の方も含めまして我々も相談した中で、コンパクトに1枚でなるべく分かるようにということでもとめた結果が、逆に言うとまた委員さんには分かりづらくなってしまったと、今お聞きしていると私も感じている。また改めて昨年のもに合わせ、もう少し分かりやすいものを作ってお出ししたいと思う。またこれはあくまでも相談室の利用状況ということで、細かい部分の件数等についてはまた別途の調査をやるので、それをまた後日報告という形を取らせていただくことをご了承いただきたいと思う。

(スポーツ施設指定管理者制度導入の実績について及びスポーツ施設の駐車場有料化の実績について)

山田委員

この振興事業のメニューの内容はどのように決められているのか。

スポーツ課長

この振興事業については、指定管理料の中に、市の方から指定管理者の方にこういったスポーツ振興のための事業をやっていただきたいという形で、おおむね20年度は125回ということをお願いした経過がある。それをもとに指定管理者の方が内容を考え、125回、この資料にある通りの教室を実施したという状況である。

山田委員

例えば市民の意向や要望のようなものが反映されるようなシステムがあるのか。

スポーツ課長

ここに載せさせていただきましたスポーツ事業については、あくまでも指定管理者が行う事業である。この他にスポーツ課が独自に、例えば職員が行く場合もあり、スポーツリーダーという形で委嘱している人がいる。そういった方たちが市民からの要望でさまざまな教室やストレッチに関する教室等について行くことがあるので、これだけがすべての事業ではない。これはあくまでも指定管理者が行った事業ということをご理解いただければと思う。

林委員

この指定管理者制度を導入している施設以外の施設の利用状況というのは別途また報告

いただけるのか。

スポーツ課長

鎌倉市スポーツ施設条例があるが、その中でのスポーツ施設とすると、あと海浜公園プールだが、そちらの方の利用件数については、また追ってご報告なり資料をお出ししたいと思う。

林委員

例えば小学校とか中学校とかのグラウンドの解放とか、深沢の多目的スポーツ広場の利用状況とか、団体数だけでも良いのだが、そういうことは把握しているのか。

スポーツ課長

スポーツ課で学校開放をやっているので、その辺についても一緒に資料という形でお示ししたいと思う。

林委員

例えば年間のスケジュールというか、年度末で昨年度の利用状況などをまた近々報告していただける項目になっているのか。

スポーツ課長

昨年度の教育委員会で、数字のご報告をしていないのだが、先ほど言われた資料をまとめて、海浜公園プール、学校開放、登録団体数、そういったものについて資料としてお出しすることができるので、お示ししたいと思う。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(5) 行事予定 (平成21年5月10日～平成21年6月9日)

(議案集記載のとおり報告)

行事予定報告に対する質問・意見 な し

(行事予定報告はそれぞれ了承された。)

< 日程第2 議案第5号 >

鎌倉市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

藤原委員長

日程第2 議案第5号「鎌倉市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について」を上程する。議案の説明をお願いします。

スポーツ課長

規則改正の趣旨だが、見田記念体育館の体育室に冷暖房設備を設置することに伴い、その利用料金の上限額を定めるため、必要な事項を規定するものである。規則改正の内容だが、議案集の20ページの新旧対照表をご参照ください。改正案表中の下から2番目に、「冷暖房設備(体育室)1回1,000円」を挿入している。現在見田記念体育館は多目的室、ロビー等には冷暖房設備を設置しているが、体育室には設置していない。見田記念体育館は住宅地の中にあり、周囲のご迷惑になることから音が出る種目で利用する際には窓を閉め切りにして利用していただいているのが現状である。このため、多くの利用者から冷暖房設備設置のご要望をいただいていた。利用料の上限額については、体育室の床面積が1回500円としている多目的室の約2倍であること、冷暖房機の消費電力等を勘案し、1回の利用2時間につき1,000円と設定した。施行期日は設置工事期間を7月上旬と予定していることから、平成21年7月13日とする。以上で説明を終わる。

質問・意見 なし

(議案第5号は、原案のとおり可決された)

<日程第3 議案第6号>

教育財産の取得の申出について

藤原委員長

日程第3 議案第6号「教育財産の取得の申出について」を上程する。議案の説明をお願いします。

文化財課長

国指定史跡北条氏常盤亭跡は、「従来一例も明らかにされていない北条氏邸宅の実態を知るために貴重な遺跡であるばかりでなく、ひいては鎌倉時代中期の政治史や文化史を考える上で欠くことのできない重要な遺跡である」として、昭和53年12月に国指定史跡に指定されている。史跡指定面積は約11万5,000平方メートルで、公有地を除いて、計画買収計画面積を約11万1,900平方メートルと定め、現在までに44.03%を公有地化してきた。本年度も史跡の遺構と景観等を守るため、「教育財産の取得の申出」をしようとするものである。

該当する土地は22ページの「土地取得物件」に記載のとおり、鎌倉市常盤字殿入下590番2と592番の2筆を予定している。取得に当たっては国、県の補助率は、国庫が10分の8、県費は県の財政事情により10分の0.12、市費の負担は10分の1.88となる予定である。以上で説明を終わる。

質問・意見 なし

(議案第6号は、原案のとおり可決された)

<日程第4 議案第7号>

教育財産の取得の申し出について

藤原委員長

日程第4 議案第7号の「教育財産の取得の申し出について」を上程する。議案の説明をお願いします。

文化財課長

国指定史跡「鶴岡八幡宮境内」は、源頼義が京都石清水八幡宮から勧請したと伝えられる由比若宮を源頼朝が現在地に移して営んだ神社であり、鎌倉の無計画な開発に対処して八幡宮の由緒の保護を全うするため」として昭和42年4月24日に国指定史跡に指定されている。当該史跡については、史跡保存管理計画を定める中で、買収計画地以外の一部の地域を「所有者の買収要望に応ずる地域」と定めており、今回取得の申し出を行う土地は、この買収要望に応じる区域内に所在している。この保存管理計画に従って「教育財産の取得の申し出」をしようとするものがある。

該当する土地は24ページの「土地取得物件一覧表」に記載のとおり、鎌倉市雪ノ下二丁目22番3の1筆を予定している。取得に当たり、国、県の補助率は、国庫が10分の8、県費は県の財政事情により10分の0.12、市費の負担は10分の1.88となる予定である。以上で説明を終わる。

質問・意見 なし

(議案第7号は、原案のとおり可決された)

<日程第5 議案第8号>

鎌倉市教育委員会委員長の選任について

藤原委員長

日程第5 議案第8号「鎌倉市教育委員会委員長の選任について」を上程する。議案の説明をお願いします。

教育総務部次長兼教育総務課長

現在、委員長の職にある藤原委員は、平成20年6月23日に教育委員会委員長として

再任され、平成21年6月22日をもって教育委員長の在職期間が1年となる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、委員長の任期は1年と定められていることから、改めて、委員長の選任をしようとするものである。任期は、平成21年6月23日から平成22年6月22日までの1年間となる。なお、委員としての任期がこの間で終了する場合には、委員長としての任期も、委員としての任期終了の日までとなる。また、議決の際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により、対象となる委員さんにはご退席いただくこととなるので、ご承知おきくださるようお願いする。以上で説明を終わる。

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(仲村委員が指名され、除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

(委員長が仲村委員を委員長に選任することについて出席委員に諮り、異議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた仲村委員が着席するため、いったん休憩とした。)

(再開)

<日程第6 議案第9号>

鎌倉市教育委員会委員長職務代理者について

藤原委員長

日程第6 議案第9号「鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について」を上程する。議案の説明をお願いする。

教育総務部次長兼教育総務課長

現在、委員長職務代理者である仲村委員が、議案第8号により、次期教育委員会委員長として選任されたので、改めて委員長職務代理者を選任しようとするものである。任期は、平成21年6月23日から平成22年6月22日までの1年間となる。なお、委員としての任期がこの間で終了する場合には、委員長職務代理者としての任期も、委員としての任期終了の日までとなる。また、議決の際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の除斥規定により、対象となる委員さんには退席いただくこととなるので、よろしくをお願いする。以上で説明を終わる。

(委員長が選任の方法は指名推薦とすることを出席委員に諮り、異議なく了承された。)

(林委員が指名され、除斥規定により退席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

(委員長が林委員を委員長職務代理者に選任することについて出席委員に諮り、異議なく選任された。)

(除斥規定により退席していた林委員が着席するため、いったん休憩とした。)

(再 開)

藤原委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。5月定例会を閉会する。